

随意契約（相手方指定）調書

件名	賃貸借契約（児童生徒用Chromebook外）	№5200677
工（納）期	令和12年3月31日	
契約締結日	令和6年11月1日	
契約金額	928,000,062円（消費税込み）	

契約相手方	FLCS株式会社 (法人番号：2010001128507)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	賃貸借契約（児童生徒用Chromebook外）
指名業者 （案）	名 称 FLCS株式会社 所在地 東京都千代田区神田練堀町 3 番地 代表者 東京公共営業部長 及川 雅史
特命理由	本件は、現在区立小中学校の児童生徒が利用しているタブレットPCの賃貸借契約が令和 7 年 3 月に満了するため、令和 7 年 4 月から児童生徒が利用するタブレットPC（Chromebook）の賃貸借契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 令和 6 年 2 月に実施した「荒川区教育用端末調達及び運用管理委託」のプロポーザルは、本件児童生徒用タブレットPCの賃貸借契約の契約相手方・見積額も提案項目の 1 つとしており、当該プロポーザルで選定された事業者が提案したリース会社と随意契約を行うことを前提とし、実施したものである。 上記業者は、当該プロポーザルにおいて選定された事業者が提案した事業者であり、賃貸借契約の契約の相手方、金額を含め、評価委員会で評価を行い、選定業者を決定している。 また、上記事業者は現行の児童生徒用タブレットPCの賃貸借契約の契約相手方でもあり、その履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）